

令和 7 年度 介護人材確保定着総合推進事業
介護職員等処遇改善加算のキャリアパス要件等整備のための介護事業所への専門家派遣
実施要領

1 事業の趣旨

介護職員の処遇改善については、介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続させるため、介護職員処遇改善加算等の創設や累次の介護報酬改定による加算率等の充実を図ってきた。

さらに、令和 6 年度介護報酬改定においては、従来の加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たって、加算率の更なる引上げおよび配分方法の工夫が行われた。これに伴い、加算の新規取得やより上位区分の加算取得を促進することを目的に、制度に精通した専門家（社会保険労務士）を派遣し支援を行う。

2 事業対象

介護職員等処遇改善加算未取得事業所や（Ⅱ）～（Ⅳ）を算定している事業所

3 実施期間

専門家派遣は、令和 7 年 7 月から令和 8 年 3 月末までとし、新規受付は原則 2 月末までとするが、申込み多数の場合は、実施期間中であっても受付を終了する場合がある。

また、年度内の専門家派遣は、原則として 1 法人（事業所）につき 3 回までとし、専門家の派遣にはキャリア支援専門員等が必ず同行し、アドバイス内容に対する継続的なフォローを実施する。

4 事業内容

この事業は、介護事業所からの申込みにより、次の点等について助言、作成指導等を行う。

- 任用要件・賃金体系の整備等に関する事
- 研修計画の策定・実施等に関する事
- 昇給の仕組みの整備等に関する事
- 改善後の年額賃金要件・例外事由等に関する事
- 介護福祉士等の配置要件に関する事
- 月額賃金改善要件ⅠおよびⅡに関する事
- 職場環境等要件に係る取組等に関する事
- 賃金改善の職種間配分ルールに関する事

5 利用料

無料

6 実施機関

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会（福井県委託事業）